

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

広島県人事委員会事務局

委員長 船 木 孝 和

#### 広島県人事委員会規則第十号

##### 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名							所属					事実発生年月日	年 月 日						
住居											提出年月日	年 月 日							
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）				平均1箇月当たりの通勤所要回数		回		〔算出式〕			受理年月日	年 月 日							
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	交通機関等間の認定期間	支給月（支給月に○印を付す） （毎月の場合は省略可）						備考			
	交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券			年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5		6		
1						円	( 箇月)	円											
改正						円	( 箇月)	円											
2						円	( 箇月)	円											
改正						円	( 箇月)	円											
3						円	( 箇月)	円											
改正						円	( 箇月)	円											
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円							
自動車又は自転車等の額（給与条例第12条第2項第2号イ又はロの額） 〔自動車の使用距離 . km〕 〔自転車の使用距離 . km〕				円		年 月 から 年 月 まで	改正	円	年 月 から 年 月 まで										
交通機関等と自動車又は自転車等の併用者 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号			1箇月当たりの運賃等相当額と自動車又は自転車等の額の合計額		円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円										
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車若しくは自転車等の額の合計額が150,000円を超えるとき				150,000 円×〔 箇月〕=		円	年 月 から 年 月 まで	1	2	3	4	5	6						
								7	8	9	10	11	12						

	契約月回数券 その他の別	駐車料金の額 の算出基礎	駐車料金相当額	1箇月あたりの駐 車料金相当額	駐 車 場 の 認 定 期 間							備 考	
1			円	円	年 月 から 年 月 まで								
改正			円	円	年 月 から 年 月 まで								
2			円	円	年 月 から 年 月 まで								
改正			円	円	年 月 から 年 月 まで								
1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額（上限額5,000円）				円	年 月 日改正	円	年 月 日改正					円	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
支 給 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
決定事項	給与条例第12条第1項及び第4項 該当・非該当		返 納 事 由 規則第10条の2第1項	返 納 事 由 発 生 年 月	返 納 対 象 交 通 機 関 等	払戻金相当額の算出基礎		払 戻 金 相 当 額	備 考				
	<input type="checkbox"/> 該当（ <input type="checkbox"/> 支給範囲の特例（規則第5条）） <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車又は自転車等使用 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車等 <input type="checkbox"/> 自動車と自転車等 <input type="checkbox"/> 育児短時間等（規則第8条の2） （通勤所要回数 回） <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 駐車場利用 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 育児短時間等（規則第8条の2） （通勤所要回数 回）	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号						円				
		2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号						円				
		3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号						円				
	<input type="checkbox"/> 非該当 理由：	1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が150,000円 を超えていた場合 規則第10条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定め る額		返 納 額 規則第10条の2第2項		(算出基礎)		円					
給与条例第12条及び職員の通勤手当に関する規則の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年 月 日					取 扱 者 確 認 欄								
職 名 氏 名													

備考 1 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは、差し支えないものとする。  
 2 この様式により難しい事情がある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める様式とすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の職員の通勤手当に関する規則別記様式第二号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の職員の通勤手当に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。